

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大阪府畜産会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

- 2 本会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、畜産業を営む者及び畜産業者の組織する団体に対する経営、運営の指導を通じて、畜産経営の安定向上と安心、安全、良質な畜産物の生産性向上に貢献し、もって府民への畜産物の安定的供給に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産業を営む者に対する家畜飼養管理、衛生管理等畜産に関する技術及び経営の指導
 - (2) 畜産業を営む者が組織する団体の運営指導
 - (3) 家畜及び畜産物の価格安定、畜産経営の安定対策事業
 - (4) 家畜防疫に関する事業
 - (5) 畜産の啓発、畜産物の消費拡大及び情報の提供
 - (6) 畜産に関する調査及び研究
 - (7) 前各号に掲げる事業に関する補助事業及び受託事業
 - (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は大阪府域内において行なうものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、そのうち正会員をもって一般社団法人・一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員は、本会の事業に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員は、本会の事業に賛同し、本会の事業を賛助するために入会した者

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 会員が団体である場合は、その代表者を本会へ届け出るものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき又は毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(届出)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を本会に届け出なければならない。

- (1) 会員たる資格を失ったとき。
- (2) 氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき。
- (3) 定款又は規約に変更があったとき。
- (4) 会員である団体の代表権を有する者の氏名又は住所に変更があったとき。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 本会の業務を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
 - (3) 総正会員が同意したとき。
- 2 会員が前項によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費は返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により議決権を行使する正会員は、当該総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上18名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また会長が欠けたとき又は会長に事故

- あるときは、理事が予め決定した順序によって、その業務執行に係わる職務を代行する。
- 4 専務理事は会長、副会長を補佐し、本会の業務を執行する。会長及び副会長が欠けたとき又は会長、副会長に事故あるときは、会長の業務執行に係わる職務を代行する。
 - 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるすることができる。

(役員任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給できる。
- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第28条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第30条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

- 2 定例理事会として毎事業年度2回開催するほか、次のいずれかに該当する場合に臨時理事会として開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 法令で定めるところにより、会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき、又はその請求をした理事が招集したとき
 - (3) 法令で定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又はその請求した監事が招集したとき

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の議長は、その理事会で選任された理事がこれに当る。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第35条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 37 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 「第 1 項」の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織並びに事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 8 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 38 条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 39 条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 40 条 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時総会の決議を経るものとする。

- 2 基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項は理事会において別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金分配の禁止)

第 43 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 44 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事 務 局

(設置等)

第 45 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第 12 章 補 則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 本会の最初の会長は 佐竹洋一 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 本法人の設立は、平成 25 年 4 月 1 日（登記日）とする。
- 5 この定款の変更は、総会の議決があった日（平成 26 年 6 月 25 日）から施行する。